

木造住宅耐震設計における注意事項

木造住宅の耐震設計実績報告書に添付する関係書類作成において、耐震診断士の注意すべき点について

○ 共通事項

- 在来木造住宅部分の耐震補強と併せて増築を行うものにあつては、増築部分に係る設計費は補助対象外となることから、耐震補強を行う既存部分と増築部分等について、費用区分等の対象範囲を明確に示したものとしてください。

○ 建築士事務所業務報酬見積書の適切性の確認

- 設計人工及び人件費単価、諸経費率の適切性に注意して、報酬費を算出してください。

○ 耐震診断計算書における補強前（現況）と補強後の部位毎の仕様及び補強設計図との整合の確認

- 部位ごとの耐震補強の仕様が設計図面に適切に反映されていることを確認してください。
 - ・ ・ ・ ・ 現況をどのように補強するのかがわかるような図面表記とするなど、整合確認や現場での容易な理解が可能となる工夫をすることが必要です。

○ 補強設計図作成における配慮事項

- 上下階の耐力壁の位置関係と柱・梁位置の関係による影響についても補強の必要を検討してください。
- 必要図面・・・基礎、軸組接合部、耐震壁等の補強の部位・仕様等が、現況との比較においてわかるものを作成してください。
 - ・ 付近見取図または案内図
 - ・ 配置図
 - ・ 平面図（現況図、補強図）
 - ・ 基礎伏図（アンカーボルト・ホールダウン金物等の設置等必要に応じて）
 - ・ 立面図（既存筋違・増設筋違、外壁面補強等補強部位がわかるもの）
 - ・ 構造詳細図（基礎・壁補強等の平面・立面・断面詳細等）
 - ・ 柱接合部等の判定結果・N値計算表、接合部金物のカタログ等（必要に応じて）

○ 補強設計図に基づく工事費見積書における配慮事項

- 数量積算書を作成（補助対象部分と補助対象外部分ができるように）してください。
- 補助対象部分の工事費内訳がわかるもの（補助対象部分のみを抜き出して積算見積したもの または 補助対象部分と補助対象外部分を区分して併記し、全体工事費用を積算見積したもの）を作成してください。